

答 申 書

(答申第126号)

令和5年11月28日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、公文書非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年2月5日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

(1) 公開請求1

福井県庁本庁舎（福井市大手3丁目17番1号にある事業場）に関し、令和3年3月1日から令和3年5月31日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料

(2) 公開請求2

福井県庁本庁舎（福井市大手3丁目17番1号にある事業場）に関し、令和3年6月1日から令和3年8月31日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料

(3) 公開請求3

福井県庁本庁舎（福井市大手3丁目17番1号にある事業場）に関し、令和3年9月1日から令和3年11月30日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年3月7日付け人第137号、人第137—2号および人第137—3号により、それぞれ次のとおり、公文書非公開決定（以下、人第137号による決定を「本件処分1」、人第137—2号による決定を「本件処分2」、人第137—3号による決定を「本件処分3」という。）を行った。

処分	公文書の名称	決定内容	公開しない理由
本件処分1	福井県庁本庁舎(福井市大手3丁目17番1号にある事業場)に関し、令和3年3月1日から令和3年5月31日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	非公開	下記理由

処分	公文書の名称	決定内容	公開しない理由
本件処分2	福井県庁本庁舎(福井市大手3丁目17番1号にある事業場)に関し、令和3年6月1日から令和3年8月31日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	非公開	下記理由
本件処分3	福井県庁本庁舎(福井市大手3丁目17番1号にある事業場)に関し、令和3年9月1日から令和3年11月30日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料	非公開	下記理由

<公開しない理由>

理由：該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 審査請求

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分1、2および3を取り消すとともに、対象公文書を特定し、公開することを求めて、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

対象文書が存在しないとする3件の行政処分および「公開しない理由」の提示は、労働安全衛生法および労働安全衛生規則の規定に違反している状態であるか、または、公文書の作成および記録の観点から不合理である。

4 諮問

実施機関は、令和4年10月27日付け人第283-2号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分1、2および3を取り消すとともに、対象公文書を特定し、公開することである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由は、次のとおりである。

労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。3つの対象

期間の初日から末日までの間に、満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、3つの対象期間に少なくとも1件以上の巡視結果に関わる資料がそれぞれにあつてしかるべきである。

労働安全衛生法において、産業医には労働安全衛生規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。そして、本庁舎の職員および来庁者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるため、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導も欠かせない。3つの対象期間に作業場等の巡視を行っていないとすれば産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、3つの対象期間に定期的な産業医の作業場等の巡視は行われているはずである。例えば、令和4年1月27日に、産業医による作業場等の巡視が行われており、「職場巡視記録」と題する資料が作成されている。同じように、3つの対象期間それぞれに、対象公文書は必ず存在するはずである。

一般的に、産業医は外部の医師であるから、福井県知事が費用を支出して、巡視を委ねるものである。「作業場等の巡視の実施日、状況又は結果」に関し、産業医の自宅または医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として、巡視の実施日が分かる資料は、あつてしかるべきである。

産業医や事業者が、法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が、安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、「職場巡視結果」のような資料を作業場等の巡視の記録として、産業医または巡視に同行した職員が作成していると予想することは、社会通念上合理的である。福井県文書規程において、「事務は、文書等により処理することを原則とする。」、「文書等は、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱わなければならない。」とされている。つまり、福井県において、基本的に公文書の作成義務があるとされている。福井県が使用する地方公務員が任命権者を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、福井県の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、福井県は、安全配慮義務を適正に果たしたこと等を主張しなければならない。こうした場面で、労働安全衛生法の規定に基づく、産業医の作業場等の巡視を行った状況または結果が分かる資料が不存在である場合には、福井県の正当性を主張することは困難である。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分理由は、次のとおりである。

本庁舎の安全衛生管理については、本庁舎内の各所属長に対し、毎月「安全衛生管理チェックリスト」に基づく点検を依頼するとともに、産業医へチェックリストを提出させ、産業医が当該リストの内容をチェックすることにより、各所属における作業方法や衛生状態に有害のおそれがないかを確認していた。したがって、審査請求人が求めていた3つの対象期間については、いずれも産業医の巡視を実施していないため、公開請求に係る公文書を作成・取得しておらず、特定すべき文書は存在しない。

安全衛生管理チェックリストは、職場巡視の必要項目を提示している一般財団法人地

方公務員安全衛生推進協会の様式を参考としており、産業医の巡視項目より細かい項目となっている。

本庁舎では外部の有資格者の医師を産業医として委嘱しており、職員の健康管理やメンタルヘルスを産業医の業務活動の中心としていたため、安全衛生管理は、「安全衛生管理チェックリスト」に基づく点検により実施していた。

健康管理やメンタルヘルスの社会的な注目度の高まりを契機に、産業医が実際に執務室等を巡視することで、対象所属の職員では気づかなかつた点の新たな気づきにもつながるなど、更なる効果が見込めるため、令和4年度からは、各職場から提出を受けているチェックリストの内容の確認に加えて、産業医が職場の巡視を行い、その記録を残すようにしている。

出先機関においては、これまで産業医として保健所長を充てていたが、令和5年度から本庁舎の産業医を1名増員しており、その産業医は出先機関の産業医を兼務しているため、出先機関における職場巡視体制も整備されている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件処分について

実施機関は、審査請求人の公文書公開請求に対し、本件処分1、2および3のとおり公文書非公開決定を行っている。

審査請求人は、本件処分1、2および3を取り消すとともに、対象公文書を特定し、公開することを求めていることから、以下、公文書の特定（有無）について検討する。

2 対象公文書の特定について

審査請求人が、対象公文書が存在すると主張する理由を要約すると次のとおりである。

- ・ 労働者の健康管理や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、産業医は法令に定められた頻度で巡視を行っているはずであり、その結果を文書として残していると考えられること。
- ・ 産業医の交通費や報酬の支払いのために、文書として残していると考えられること。
- ・ 福井県文書規程に基づき、県が安全衛生活動を実施し、安全配慮義務を果たしていること等を証明する文書として作成していると考えられること。

これに対する実施機関の説明を要約すると次のとおりである。

- ・ 本庁舎の安全衛生管理については、安全衛生チェックリストにより確認していた。
- ・ 審査請求人が求めていた3つの対象期間については、いずれも産業医の巡視を実施していないため、公開請求に係る公文書を作成・取得しておらず、特定すべき文書は存在しない。
- ・ 本庁舎では外部の有資格者の医師を、出先機関では保健所長を産業医として委嘱

していた。

- ・ 健康管理やメンタルヘルスの社会的な注目度の高まりを契機に、令和4年度からは、産業医が職場の巡視を行い、その記録を残すようにしている。
- ・ 令和5年度からは、本庁舎の産業医を1名増員し、その産業医が出先機関の産業医を兼務しているため、出先機関における職場巡視体制も強化されている。

当審査会において、上記双方の主張を審議した結果、実施機関の、特定すべき文書は存在しないという説明に反する事情は、特段認められないとの結論に至った。

3 実施機関の行った本件処分について

以上のことから、実施機関が行った本件処分1、2および3は、妥当であると判断した。

4 付言（巡視結果の記録の作成について）

産業医の巡視結果を記録として残すことは、法令に定めはないものの、審査請求人が主張するとおり、事業者の安全配慮義務の履行証明や、会計事務処理の観点からも必要なものと考えられる。

実施機関においては、令和4年度から作成を始めている産業医の巡視の結果について、今後も適時適正に記録として残す取組みを継続的に行い、説明責任を果たすよう努められたい。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4年10月27日	・ 諮問書の受理
令和 5年 3月30日	・ 審議（第1回）
令和 5年 6月 2日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 5年 8月 2日	・ 審議（第3回）
令和 5年 9月19日	・ 審議（第4回）
令和 5年11月28日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 崙 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	